さいしん

第 49 号

2013 年 4 月 7 日発行

袴田巖さんの再審を求める会　会報

年間会費：3000 円／郵便振替口座番号：00120-3-410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 019-0410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
〒 101-0061　東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎信愛ビル 502 号
FAX：０３－３２３８－０７９７
ホームページアドレス：http://hakamada-saishin.org/
E-mail：hakamada.saishin@gmail.com

弁護団と検察が DNA 鑑定に関する最終的な意見書を提出

袴田巖さんは３月 10 日に７７歳の誕生日を今年も東京拘置所で迎えました。



WBA世界フライ級タイトルマッチで袴田さん支援アピール！

3.10「袴田巖さんは無実だ！バースデー街頭宣伝」を行いました！

袴田巖さんに一刻も早い再審を！

この度の東日本大震災で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。
共に前進しましょう！！

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト（日本プロボクシング協会公認）
http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。

Contents

○弁護団レポート「20回目の三者協議を実施」
「弁護団と検察がDNA鑑定に関する最終的な意見書を提出」　福田……2
○報　告　面会報告　平野、福田……6
○「袴田事件」トピックス　「袴田ひで子さんの「傘寿を祝う会」開催」
「WBA世界フライ級タイトルマッチで袴田さん支援アピール！」他　福田、校條、他…7～11
○報　告　『有楽町マリオン前で袴田さんの「バースデー・リレーアピール」』　江口…… 12
○寄　稿　『後楽園ホールのリングの床に、袴田さんを想う。』　十川…… 17
○「袴田事件」トピックス　「動画サイトYouTubeにFree Hakamadaのメッセージが続々と寄せられています！」　校條…… 18
○お知らせ　「4・20冤罪袴田事件の再審を求める市民集会のお知らせ」　求める会事務局 19
○活動報告　活動日誌、活動予定、編集後記　求める会事務局 20

※今号の新聞記事集は別冊になります。

Free Hakamada Now!!!

弁護団レポート

共同代表・福田勇人

★20回目の三者協議を実施★

2013年3月1日(金)午前10時から静岡地裁で、弁護団・検察・裁判所による20回目の三者協議が行われました。終了後に弁護士会で記者会見に臨んだ弁護団によると協議の概要は次のとおりです。

①証拠開示について

前回三者協議で裁判所が検察に対し、証拠の存否等について明らかにした上で、この日までに提出できる証拠は提出するよう求めるなどしていた、袴田さんの昭和41年7月4日付否認調書に出てくる関係者20人に関する供述調書や捜査報告書などについて、検察は関係者15人の供述調書63通の存在を明らかにした意見書を、この日の午前中に裁判所に提出しましたが、それら63通の供述調書の開示については拒否しました。

そこで裁判所は弁護団に対し、3月22日までに検察の意見書に対する意見書(反論書)を提出するよう求め、弁護団もこれを了承しました。

また、裁判所は検察に対し、上記捜査報告書等について、4月19日を目途に存否や開示意思の有無等を記載した意見書を提出するよう努力してほしいと要望し、検察もこれを了承しました。

裁判所は弁護団や検察からの意見書が提出された後に、これら供述調書や捜査報告書等の開示について、次回5月24日の三者協議までに何らかの判断をすることになるかもしれないと述べました。

そして、弁護団が再三開示を求めている検察官手持証拠のリスト類について検察は従前どおり開示を拒否し、裁判所も現時点ではそれが必要かつ相当とは考えていない旨の判断を示しました。

また、これまで開示された証拠のうち、写真の形で開示されていたズボンの寸法札(「B」が

サイズではなく色を示す記号であることを示す証拠）について弁護団が現物の提出を検察に求め、検察はこれを了承しました。

②証人尋問について

DNA鑑定に関する証拠調べが一応終了し、今次再審請求審が終結に向かっているとの認識を持つ弁護団は、これまで請求した証人尋問のうち、味噌漬け実験に関連した証人の清水救援会の山崎さんと、「5点の衣類」のズボンのサイズなどの鑑定に関連した証人の静岡大の澤渡教授の2名に絞って実施したいとの意見書を提出したところ、裁判所は5月24日午後1時15分から山崎さんの尋問を実施することを決定し（正式な決定日は3月4日）、4月中に尋問事項書を裁判所に提出するよう求めました。

また、澤渡教授については尋問実施に関する判断を留保した上で、実施する場合は6月28日の午後に期日を入れることを決めました。

③その他の証拠調べについて

検察が以前から実施を求めていた袴田さんのベルトの検証について、裁判所は6月28日午前10時30分から実施することを決めました（正式な決定日は3月4日）。実施方法については3月中に検察から意見書が提出されることになりましたが、専門家によらず検察官自らが、使用頻度の高いと考えられる穴を特定し、その穴を使用した場合のベルトの内径を計測する方法を考えているとのことです。

この検証の狙いについて記者に質問された弁護団の小川事務局長は、袴田さんの事件当時のウエストサイズをより正確に把握することにあるのだろうと述べました。

以上のような議論を踏まえて弁護団の西嶋団長は、山崎さんの尋問によってDNA鑑定の結果と合わせ技で、「5点の衣類」が捏造されたものであることがはっきりするだろうとの見通しを述べ、「また一歩開始決定に近付いた」との認識を示しました。

※その後弁護団は3月22日に証拠開示に関する意見書を裁判所に提出しました。



三者協議に向かう弁護団



記者会見に臨む弁護団と秀子さん

★弁護団と検察が DNA鑑定に関する最終的な意見書を提出★

先月29日（金）に、前々回の三者協議でこの日までに提出することになっていたDNA鑑定に関する最終的な意見書が、弁護団と検察双方から裁判所に提出されました。

これを受けて弁護団の小川事務局長とDNA鑑定班の笹森・角替両弁護士は、この日の午後6時過ぎから静岡県庁記者クラブで会見を開き、冒頭小川事務局長は「力のこもった意見書を出せた。再審開始に近付いたと思う。秀子さんも喜んでいた」と述べ、意見書を作成した笹森・角替・伊豆田3弁護士の労をねぎらいました。

続いて弁護団が提出した101ページに及ぶ意

見書の内容について、主に笹森弁護士が検察意見書（本文30ページ）の主張に反論を加えながら説明しました。

双方から提出された意見書は高度に専門的な内容を含んでいますが、結論の要点を挙げれば次のようになると思われます。

【検察意見書】

・鑑定試料（「5点の衣類」と「被害者の着衣群」）は古いうえに味噌漬けにされたり火災で高温にさらされているため、DNAの劣化が相当程度進んでいると考えられる。
・鑑定試料の保存状態も悪く、装着実験も複数回行われており、第三者のDNAが混じってしまう、いわゆるコンタミの可能性も否定できない。
・そうした事情もあり、両鑑定人が出した核DNA型で完全なものは全くなく、両者で一致するものもほとんどない。
・また、同じローカスで同じアリルが複数回検出されるという「再現性」が担保されていない。
・さらには、検出されたDNAが血液に由来するという証明がないため、検出されたDNAが「5点の衣類」や「被害者の着衣」に付着していた血液に由来するものとは断定できない。
・したがって、鑑定結果に信用性はないから、両鑑定人が作成した鑑定書は、無罪を言渡すべき新規明白な証拠とは認められず、再審の理由には当たらない。

【弁護団意見書】

・鑑定試料のDNAの劣化が相当程度進んでいることは間違いないが、血液細胞は常温でも比較的安定して保持されるから、全てのDNAが検出できないほど劣化しているとは考えられない。
・コンタミの可能性が残るとしても、合理的かつ常識的に判断すれば、検出されたDNAは、鑑定試料の血液に由来するものと結論付けるのが最も自然で、さもなければ当時それらの衣類を着用していた人の皮膚細胞に由来する可能性を考えるのが合理的である。
・検察推薦鑑定人の核DNA型鑑定の手法は、由来不明のDNAが検出されてしまう「アリルドロップイン」という現象が生じる危険性が高いもので、鑑定人自身もそれを認めている。
・したがって、検察推薦鑑定人による核DNA型鑑定については信用性がないため、異同識別のために利用することはできない。
・一方弁護団推薦の本田鑑定人の手法ではアリルドロップインは生じないことが国際的に確認されている。
・したがって、核DNA型鑑定については、両鑑定人の結果が一致しない事実を理由に信用性がないと判断することはできず、本田鑑定人の鑑定結果の信用性だけを考慮すればよい。
・そして、本田鑑定人の手法は、検察が指定したアイデンティファイラーという市販のキットを使用し、マニュアル通りに実施したもので、信用性は十分担保されている。
・科学における「再現性」とは、「複数回の検査で同じ結果が出ること」を意味するのではなく、「複数回検査すればいつも同じ結果が出ると確信できること」を意味し、必ずしも複数回の検査を実施する必要はなく、通常キットを使用することで「再現性」（正確には「再現可能性」）は担保される。
・劣化した試料や微量な試料の鑑定では、完全なDNA型が得られないことは珍しいことではなく、あるローカスが検出されない「ローカスドロップアウト」や、片方のアリルが検出されない「アリルドロップアウト」という現象が生じるが、検出されたDNA型の信用性は担保されている。
・血液付着部分から採取した試料から検出されたDNAは血液に由来するとの合理的判断を前提にしてDNA鑑定は成り立っており、それを否定することはDNA鑑定自体を否定することに等しい。
・DNAレベルではそれが何に由来するかを特定することはそもそもできないため、血液由来のDNAか否かを証明する方法はない。
・本田鑑定人が考案した「血液由来DNAの選択的抽出法」も、血液由来DNAだけを抽出できるわけではなく、血液細胞の物理的・化学的

性質に着目して予備実験を繰り返し、血液由来DNAをより多く抽出することに成功したものである。

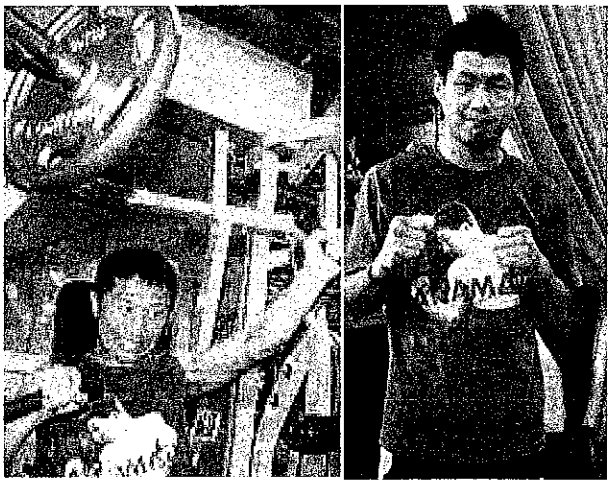
・ミトコンドリアDNAの鑑定については両鑑定人の結果とも信用性を否定すべき事情はなく、「5点の衣類」の白半袖シャツ右肩部分に付着していた血液のDNA型は袴田さんのものとは一致しないとの結論で一致している。
・本田鑑定人による核DNA型鑑定によれば、鑑定試料から検出されたDNAは被害者や袴田さんのものと一致しないと結論付けることができる。
・したがって、「5点の衣類」は袴田さんが犯行時に着用していた衣類だから袴田さんが犯人であるとする確定判決の証拠構造は崩れる。
・つまり、本田鑑定人の鑑定書は袴田さんに無罪を言渡すべき新規明白な証拠だから、再審開始の理由にあたる。

以上のように、本田鑑定は検察意見書の結論に対しても合理的に反論し、袴田さんが無実であることを十分に立証しています。本誌前号でも書きましたが、今回の鑑定が非常に困難なもので、笹森弁護士も会見で「物凄く難しい鑑定で、応用問題の連続。裁判所も大変だと思う」と評しました。そのような難しい鑑定結果の解釈には高度な専門的知識が必要であることは確かですが、客観的な証拠の評価を見誤ることなく、裁判所は一刻も早く再審開始決定を出すべきです。

※今回弁護団と検察から提出されたDNA鑑定意見書については、4月20日(土)午後1時半から豊島区勤労福祉会館で開催予定の本会主催の集会で、弁護団DNA鑑定班のメンバーで実際に意見書の作成・取りまとめを担当した伊豆田弁護士に解説してもらう予定ですので皆さん是非ご参加下さい！■

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト
（日本プロボクシング協会公認）
http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会 袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。がんばれ！ Free Hakamada Now !!!



元WBC世界フライ級王者・内藤大助氏、元世界２階級(WBCバンタム級、同フェザー級)王者・長谷川穂積選手





Free Hakamada Now!!!

RISE UP!!

This collage is made by zan from the music album jacket "RISE UP" by Thomas Mapfumo & The Blacks Unlimited.

面会報告

共同代表 福田勇人

2013年2月12日(火)

午前11時過ぎ、秀子さん、清水救援会の楳田さん、浜松救う会の寺澤さん、平野で面会を申し込みました。楳田さん、寺澤さん、平野はいつも通り面会人に該当しないということで不許可。本人が「お会いしたくない」ということで、秀子さんも面会できませんでした。(以上、平野君子)

2013年2月25日(月)

午前中、秀子さんが面会申請をしましたが、袴田さんが「会いたくないと言っている」と拘置所職員から告げられ面会できませんでした。

2013年3月11日(月)

午前中、秀子さん、清水救援会の山崎さん、そして袴田事件の取材のために来日していたドイツの週刊誌『Stern』(シュテルン)の記者Andreas Albesさんとフォトジャーナリストの深田志穂さん、通訳兼コーディネーターの森尻親代さん、本会の平野さんらが東京拘置所を訪れ、秀子さん、山崎さんとAlbesさんが面会を申し込みました。Albesさんは袴田さんと面会できるように事前に法務省と交渉し、拘置所に行けば面会できる旨の回答を得ていたそうですが、結局拘置所は面会を許可しませんでした。

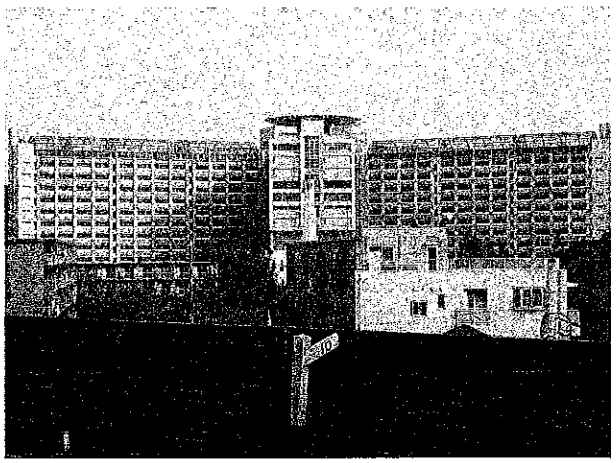
秀子さんと山崎さんについても、袴田さんが「知らない人だ」「用はない」と言い面会を拒否していると職員から告げられたため、山崎さんが「5月に証人尋問が決まったので、そのことでどうしても袴田さんと話したいから、面会してくれるよう再度説得してほしい」旨依頼し、拘置所側も面会に応じるよう袴田さんを説得したようですが、袴田さんの意思は変わらず面会できませんでした。

2013年3月15日(金)

午後0時45分、ボクシング協会の新田さんと私の二人で面会を申し込みました。私はいつものように刑事被収容者処遇法120条1項規定の重要用務処理者(再審の準備)と面会受付表に記載しましたが拘置所が認めず面会不許可。新田さんも、午後1時5分頃、拘置所職員から「お断りしてほしいと言っている」とのことでこの日も袴田さんと面会できませんでした。差し入れは『ボクシング・マガジン』4月号と生花。

(以上、福田)

■



袴田さんが収容されている東京拘置所(小菅駅から撮影)



２年半以上面会ができず心配する新田さん(2013年3月15日・拘置所近くの公園で)

「袴田事件」トピックス

★袴田ひで子さんの「傘寿を祝う会」開催

共同代表・福田勇人

袴田ひで子さんが80歳の誕生日を迎えた２月８日の翌９日(土)午後５時から浜松市内の寿司店で「ひで子さんの傘寿を祝う会」が催されました。この会は地元静岡の支援者が、「袴田ひで子さんの誕生日を心からお祝いし、ひで子さんと共に闘う意志を大いに高め、巌さんを一刻も早く生きて故郷に迎えるための集い」を開こうと企画したもので、浜松の支援者を中心に12名が駆けつけたほか、参加できなかった支援者や弁護団の笹森弁護士からもお祝いのプレゼントや祝福のメッセージなどが寄せられました(8ページ参照)。あいにく本会からの参加は叶いませんでしたが、私も含めメンバー数人がひで子さんに電話でお祝いの言葉を伝えることができました。

ひで子さんからは、「これまで誕生会を家族で祝うということはしてこなかったので本当に嬉しいです」と挨拶があったそうです。無実の罪で死刑判決を受け46年間自由を奪われている弟を支えるために生きてきたひで子さん。どうか再審無罪を勝ち取る日までお元気で、袴田さんの傘となって冤罪という嵐から袴田さんを守ってあげてほしいと願うばかりです。

なお、この日は会に先立ち、「浜松・袴田巌さんを救う会」が浜松駅前で「袴田巌さんを救え！リレーアピール」と題して街頭宣伝活動を行いました(新聞記事集参照)。



ひで子さんを囲んでの記念撮影



支援者が描いたひで子さんの似顔絵

～ひで子さんへのメッセージ～

袴田ひで子様
お誕生日、おめでとうございます。
長い長い闘いが一日も早く終わり、
来年のお誕生日は、
巌さんと揃って、
笑顔で慶び合えますよう、
心から願っております。



アムネスティ西神戸グループ
平石いづみ



家族にとっても、長い長い時間が過ぎましたが、秀子さんが、お元気に傘寿を迎えられて、おめでとうございます！
今年は、きっと巌さんを取り戻せると思います。布川事件よりも酷い、警察による証拠のでっち上げが、次々と明らかになり、誰が見ても巌さんの無実は明らかになってます。
これで勝てないはずはありません！
私も可能な限りに支援させて頂きますので、秀子さんもお身体を大事にされて、ますますお元気でいてください。そして、その手の中に巌さんを取り戻せるまで、もうすぐ近い、その日を楽しみに過ごしてください！
私は大阪行きでご一緒に出来ないのが残念ですが、今日は、皆さんと一緒に、再審勝利の前祝いとして過ごしてください！

杉山卓男

ひで子さま

傘寿おめでとうございます!!

裁判で大変お忙しい中、広島、静岡と回顧展に二度も来て頂き、本当に有難うございました。また父の書を即断で御購入頂いたそのお気持ちと言うか、行動力というか心意気にも感謝感激です。その時にお会いして、あまりにお若いので傘寿になられるとは正直びっくりしました。

私達も福岡事件で長い間運動を続けていますが、これが身内のことであったらどれだけ大変でしょうか。私達は他人ですから、いくらか逃げ道がありますが・・・。そんなひで子さんの雪冤活動に改めて敬意を表します。そして一刻も早く袴田さんを助けだせるよう、私達も何かでご協力したいと思っております。それにしてもとにかくひで子さんが御元気でいらっしゃる事が一番です。どうぞこれからも御元気で。そして共にこのような不正義が社会からなくなる日を迎えるまで頑張りましょう。今後も宜しくお願いいたします。

合掌 生命山シュバイツァー寺 古川家一同



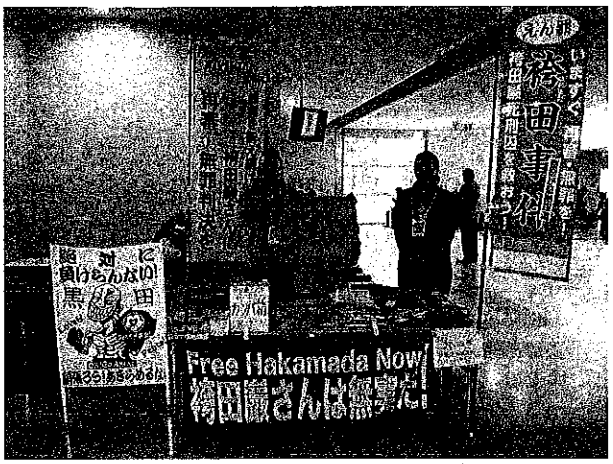
★WBA世界フライ級タイトルマッチで袴田さん支援アピール！

共同代表・福田勇人

本誌前号でお知らせしましたが、2月27日(水)午後8時から川崎市とどろきアリーナでプロボクシングWBA世界フライ級タイトルマッチが開催され、川崎新田ジム所属の黒田雅之選手が、「FREE HAKAMADA! 絶対に負けられない闘いがここにある」とロゴの入ったトランクスを穿いてリングに上がり、王者ファン・カルロス・レベコ選手(アルゼンチン)に挑戦しました！

会場には川崎新田ジムと交流の深いサッカーJ1・川崎フロンターレのサポーターが大勢詰めかけ、Jリーグの試合さながらに黒田選手を応援しましたが、結果は残念ながら3-0の判定負け。「川崎から世界へ!」という悲願の達成はお預けになってしまいましたが、「FREE HAKAMADA !」というメッセージに込めた私たちの想いは、獄中の袴田さんにもきっと届いたと思います！

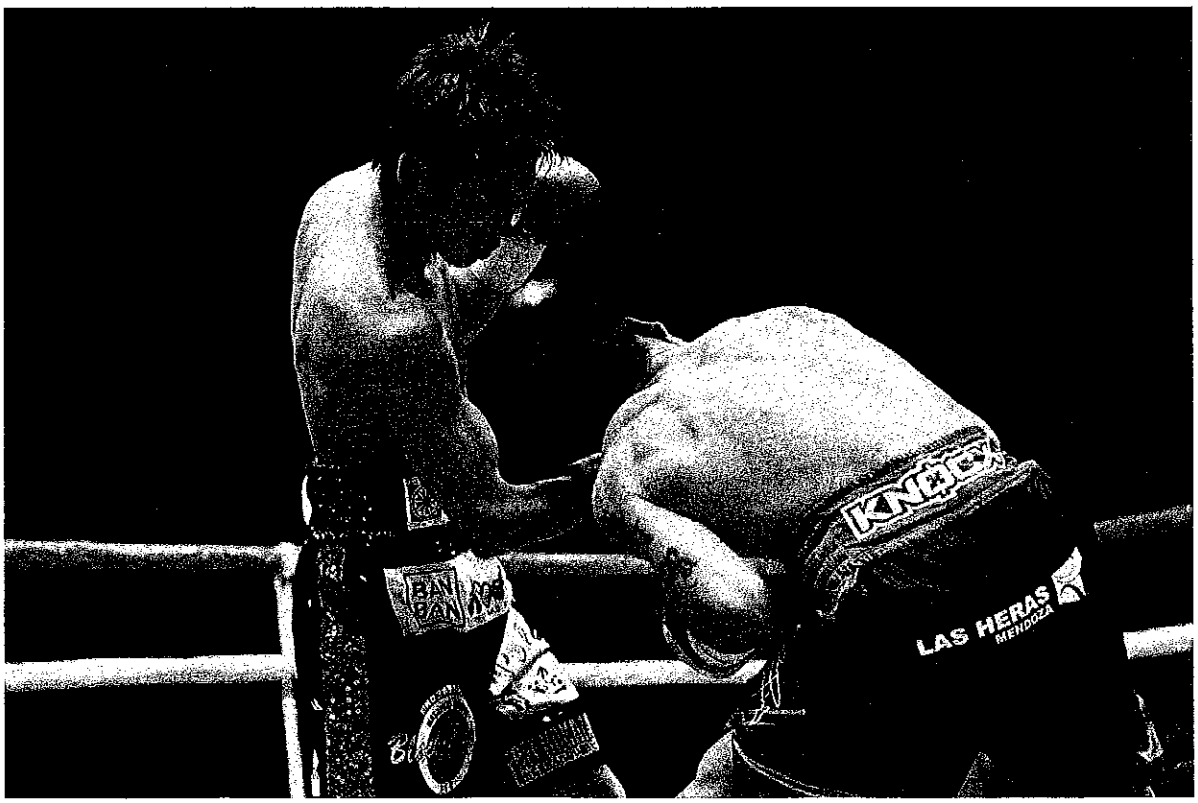
また、来場者に配られたプログラムにも袴田さん支援を訴える広告が掲載され、エントランスホールではチャリティーTシャツの販売も行いました。Tシャツ11枚22,000円の売上のほかカンパ10,034円、合計32,034円のご協力をいただきました。皆さんどうもありがとうございました！



エントランスホールでのTシャツ販売の様子



トランクスのデザイン



袴田支援のロゴ(左腿前面)が入ったトランクスで闘う黒田選手（撮影：山口裕朗さん、協力提供：川崎新田ジム　ありがとうございます！）

★支援団体合同で要請行動！

共同代表・福田勇人

三者協議が行われた３月１日(金)午前10時、袴田さんを支援する市民団体は総勢16人で静岡地裁を訪れ、１月28日に引き続き合同で要請行動を実施しました。参加団体は次のとおりです。

・袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会
・袴田巖さんを救援する静岡県民の会
・浜松・袴田巖さんを救う会
・日本国民救援会(静岡県本部ほか)
・袴田巖さんの再審を求める会

要請では、各団体や個人が持参した要請書や署名を裁判所に提出し、代表者が要請事項などを担当者に伝えました。本会を代表して私からは再度全面証拠開示の実現を要請しました。また、静岡地検はこうした支援団体の要請時に録音や撮影を許可していることを伝え、合理的な理由もなく録音・撮影を禁止する裁判所の閉鎖的な姿勢を批判し、次回からは許可するよう申し入れ、文書での要請を検討することにしました。

なお、裁判所要請の後、静岡地検にも要請書を提出しました。



静岡地裁への要請に向かう支援者

★映画『約束』のトークショーでひで子さんが支援アピール

共同代表・福田勇人

３月９日(土)渋谷のユーロスペースで、映画『約束～名張毒ぶどう酒事件 死刑囚の生涯～』(出演：仲代達矢・樹木希林・山本太郎ほか/監督・脚本：齊藤潤一)の午後１時10分からの上映終了後にトークイベントが行われ、ゲストとして袴田ひで子さんと、名張事件の冤罪被害者・奥西勝さんの面会人・稲生昌三さんが招かれ、舞台上からそれぞれ、袴田さんと奥西さんへの想いなどを語りました。

ひで子さんは、事件のせいで外出を控えるようにしたり、アルコールに頼ったりした辛い過去や、支援者のおかげでこれまで弟の支援を続けてこられたこと、そしてアムネスティのスピーキングツアーではじめて国内を旅行したことなどを話し、翌３月10日に袴田さんが77歳になることや、ここ２年半以上面会ができておらず健康面が心配であることなどにも触れ、観客に支援を呼びかけました。

また稲生さんは、昨年名古屋高裁で異議審が棄却されたショックで奥西さんが体調を崩し外部の病院に移送されたときに病室のベッドに手錠でつながれていたことや、前日に八王子医療刑務所で面会した奥西さんが自分で食事を取ることができずにかなり痩せてしまっていること、そして、奥西さんの話す言葉も聞き取りづらくなっている状態で、文字通り時間との闘いになっていることなどを語り、聴衆の涙を誘っていました。

２月16日に公開されたこの映画は現在も全国各地で上映されていますので、まだご覧になっていない方は是非ともお近くの映画館に足を運ばれ、袴田巖さん同様死刑冤罪と闘う奥西さんの半生を知ってほしいと思います。

映画の公式サイトは
こちら→ http://www.yakusoku-nabari.jp/

★3月19日後楽園ホールにて リングアピールをしました！★

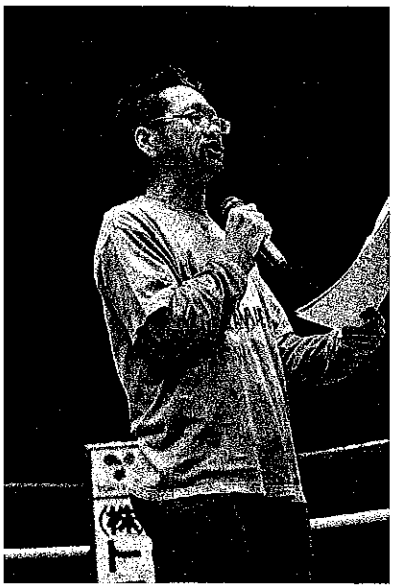
共同代表・校條　実

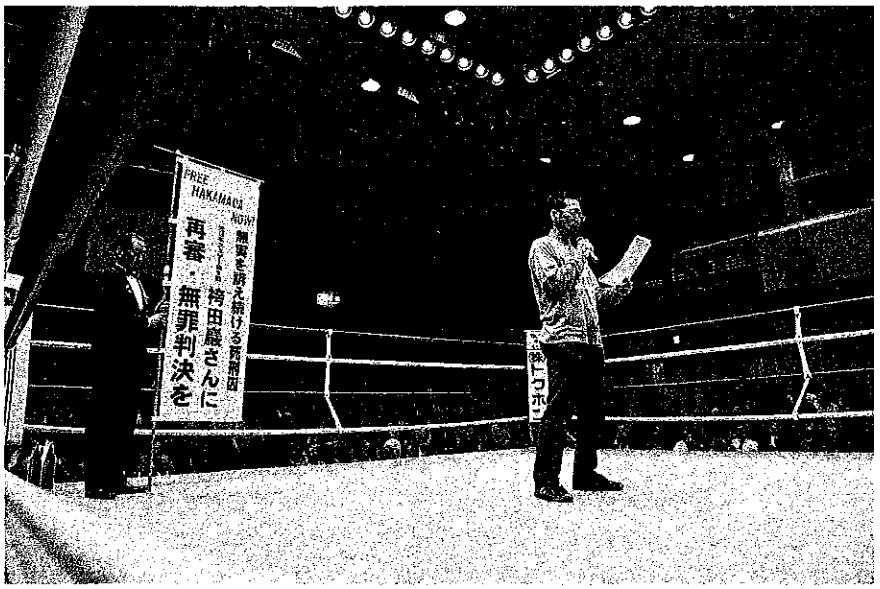
３月１９日(火)後楽園ホールのトクホンダッシュ・エアロ第92弾（主催：トクホン真闘ジム／ピューマ渡久地ジム）にて、袴田巖さんへの支援を訴えるブースを置かせていただくとともに、リングアピールの機会をいただき、アピールしてきました！ブースでは書籍販売とカンパも募りました。

今回のリングアピールは少し長くお願いしますと言われて、急きょ用意した文章を足す事になり焦りました。今回私一人での現場でしたので、Free Hakamada Now!のノボリ旗を憧れのリングアナウンサー須藤尚紀さんに持っていただき、約１０分くらいのアピールをさせていただきました。ついこの間有楽町で行った「3.10袴田巖さんバースデー・リレー・アピール」の話しをし、巖さんが７７歳の喜寿になられる事、たくさんのメッセージが届いた事を話し、その沢山のメッセージの中に唯一巖さんのメッセージだけが届いていない事を伝え、この頃はお姉さんひで子さんとの面会も実現していない窮状をお話ししました。さらに再審請求審の進行の状況と味噌漬け実験をした支援者の尋問が予定されている事を話し、いろんな方々がそれぞれの立場から応援に立ち上がっていただいている事、小さな事からでもご支援をお願いしますとアピールしました。また、この頃毎回朗読させていただいている真闘ジム佐々木隆雄会長宛ての袴田巖さんの手紙に加え、巖さんがお姉さんや息子さんに宛てた手紙も合わせて読ませていただきました。「よし、がんばれ！」の言葉とたくさんの拍手をいただき、その後もブースでカンパやお声掛けもいただきありがたい限りで、身の引き締まる思いでした。また、このアピールの模様を写心家・山口裕朗さんに撮っていただき真闘ジムさんのご協力の元、写真提供いただきました。(ありがとうございます！) さらに、インターネットの動画サイトYouTubeでこの模様がアップされ（「袴田事件は冤罪の可能性」http://www.youtube.com/watch?v=4bBDiQNXaBU)、こちらとしては赤面の思いですが、袴田巖さんの事を広げてくれようとする方が一人また一人とご自分の立場、足元から発信してくださる事で、この輪がどんどん増えてくれたらと思っています。

今もなお袴田巖さんからの便りはありませんが、誇りを持って東京拘置所の中で冤罪と闘っている事と思います。この後楽園ホールで一緒にボクシング観戦できる日が来る事を後楽園ホールにいた皆で願ってやみません！ Free Hakamada Now!!!

■





撮影：写心家 山口裕朗さん　http://foto-finito.com/　協力提供：トクホン真闘ジム

有楽町マリオン前で袴田さんの「バースデー・リレーアピール」～８支援団体が合同で街頭行動～

江口 務

袴田巖さんが77歳の誕生日を迎えた３月10日、東京・有楽町のマリオン前で「袴田さんは無実だ！バースデー・リレーアピール」が行われました。

袴田さんが無実であることを広く市民に訴え、袴田事件の早期再審開始と袴田さんの一日も早い救出を実現しようと、当会など全国８つの支援団体が合同で街頭宣伝活動を繰り広げました。この日は「煙霧」とかで砂交じりの強い風が吹く荒れた天気でしたが、道行くたくさんの人が訴えに耳を傾け、署名やカンパに応じてくれました。

集会には、ボクシング関係者や国会議員、各冤罪事件の被害者らも駆けつけ、参加者は100人近くに上りました。社民党の福島瑞穂党首がリレーアピールのトップを切って「拘置所にいる無実の袴田さんに面会しようと思っているがなかなか会えない。そもそも日本の死刑制度は非人道的。戦争と死刑は国家による殺人であって許せない。袴田さんの再審無罪を勝ち取るまで頑張りましょう」とあいさつ。次いで布川事件の冤罪被害者、桜井昌司さんが「自分の裁判のときは検察が証拠を隠していた。自分は無期懲役だったから時間がかかっても社会に出てこられたが、袴田さんは死刑。一刻の猶予もならない」と早期の再審開始を訴えました。

さらに足利事件の冤罪被害者である菅家利和さんも「私は無理やり自白をさせられた。DNA鑑定で再審無罪を勝ち取ったが、冤罪は絶対許せない。どうか一緒に頑張って行きましょう」とアピール。続いて元プロボクシング世界王者の輪島功一さんが「無実の人を罰してはいけない。悪いことは悪いと検察官にはっきり言いたい。冤罪をノックアウトするためにこれからもボクシング界あげて頑張っていく」と力強くあいさつしました。

このほか、「無実のゴビンダさんを支える会」事務局長の客野美喜子さんや、袴田事件弁護団の村崎修さん、この日の集会を主催した当会はじめ、「日本国民救援会」「袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会」「袴田巖さんを救援する静岡県民の会」「浜松・袴田巖さんを救う会」「無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会」「アムネスティ・インターナショナル日本」「日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会」など支援団体の代表らが次々にアピールを発しました。

また、氷見事件冤罪被害者の柳原浩さんは、袴田さん救出をテーマにした「とらわれ人の唄」を心情あふれる声で披露。死刑廃止を訴える元国会議員の鈴木宗男さんや、名張毒ぶどう酒事件冤罪被害者・死刑囚の奥西勝さんも袴田さん支援のメッセージを寄せてくれました。

集会の最後に袴田巖さんの姉である袴田ひで子さんが「巖は今日で77歳になった。もう２年半も面会できていない。いつになったら出てこられるやら…。このままでは死んでも死にきれない。命ある限り救援活動を続けていきます」と、固い決意を表明しました。

荒天にもかかわらず、マリオン前は買い物客などでにぎわい、多くの人が足を止めてアピールに聞き入っていました。その中で横浜から来たという３人の親子連れのお父さんは「袴田事件のことは映画を観たりしてよく知っている。本当に酷いことがあるものだ。自分も周りの人に冤罪事件のこと伝えていきたい」と話し、３人そろって快く署名に応じてくれました。

77歳といえば「喜寿」。普通なら家族そろって長寿のお祝いをするところだが、袴田さんは今なお獄中。健康も害しており、一日も早い救出を願わずにはいられません。

■

3.10『袴田巖さんバースデー・リレー・アピール』に寄せられたメッセージ～



「袴田さんは無実だ！バースデー・リレーアピール」にお集まりの皆さん、新党大地の鈴木宗男です。

今日３月１０日、袴田さんは、昭和４１年８月１８日の不当逮捕、勾留から４７回目の誕生日を数えます。袴田さんが、どんな想いで塀の中で過ごしているのか考えるとき、他人事ではありません。

私は袴田さんの無実を確信しております。皆さん、無実の可能性が極めて高い人が、４５年以上の長きに渡り、自由を奪われているこの現実、不条理をどう理解し、受け止めればよいのでしょうか。

お集まりの皆さんだけでなく、ご通行中の皆さん、たまたま立ち止まって耳にしている皆さん、この声が届きましたら、どうか「袴田事件とは何か」、関心を持ってください。傍観者でいること、無関心でいることが一番怖いことです。

私も政治家として、政治に長く携わっている者として、今日までに結果を出せずに、ただただ申し訳ない気持ちでいっぱいです。今日は会合に出席するため函館に来ており、集会に参加できませんが、北の大地から袴田さんが一刻も早く「自由」を手にすることを祈っております。

最後に袴田さんの支援団体の皆さん、また、お姉さんの秀子さんと共に、最後まで闘い抜くことをお誓いし、私からのメッセージと致します。

平成２５年３月１０日
新党大地
代表
鈴木宗男

袴田さん、七十七年か。長い、長い年月。一日も早く、一刻も早く、袴が晴れることを願います。

私も無実なのに自由をうばわれ、今は病身となって、こまいましただが、最高裁で再審、無罪となることを信じてください。

二〇一三、三、八、

奥西勝

※この文章は、三月八日、名古屋高等裁判所において、特別面会人の福井昌子が聞きとったものの代筆です。



袴田救援議連メンバー・社民党党首の福島みずほさん



左から、日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会委員の真部豊さん、同委員長の新田渉世さん、袴田ひで子さん



布川事件の桜井昌司さん



冤罪をノックアウトのパフォーマンスをする元世界ジュニアミドル級王者の輪島功一さん、ヘビー級プロボクサーのマンモス植田さん



足利事件の菅家利和さん



日本国民救援会中央本部事務局長の鈴木猛さん



無実のゴビンダさんを支える会事務局長の客野美喜子さん



袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会代表の楳田民夫さん

２０１３．３．１０

袴田巌さん77歳の誕生日に寄せて

島田事件元死刑囚　　赤堀　政夫

袴田巌さんはあまりにも気の毒でかわいそうです。お姉さんも一人で頑張っていてかわいそう、慰めてやりたい。

巌さんは４６年間刑務所に入っていて、裁判のやり直しが決まらず張り合いがなくなり、身体が弱っているのだから、病院に入って医者に診てもらい治療ができるようにさせてあげてほしい。

裁判所は何をやっているのか。問題は検事が邪魔をして、裁判を長引かせていることにあります。裁判官や検事の人たちがお互いに話し合いをして、本当のことを見て、巌さんの無実を証明すべきです。

私の場合は、死刑執行は金曜日の午前中にあって、刑務官の人たちが大勢迎えに来て、とても怖かったことを今でも忘れられません。

巌さんも同じようにいつ死刑されるのかと怯えていると思います。今自分は助けに行けないが面会ができれば会いに行って、慰め、激励してやりたいです。

どうか、巌さんが元気で娑婆に戻ることを待っています。お姉さんも自分の身体に気をつけて大事にしてください。



～袴田巌さんへのメッセージ～

77才のバースデイ、おめでとうございます。私も袴田さんと同じ東京拘置所に、1997年から2003年までの6年間、入れられていました。あそこに半世紀近くも、死刑囚として閉じこめられているなんて、どんなにつらくて、おそろしいことでしょう。でも袴田さんは無実だから、きっと新しいDNA鑑定によって、再審が開始されると信じています。私が、お母さんの生きているうちにネパールに帰れたように、袴田さんもお姉さんがお元気なうちに、そこから出ることができますよう、遠いネパールからお祈りしています。

真の悪人は冤罪を作り出した警察、検察と、それに加担している裁判官です。しかし偽りは長くは続きません。最後には、必ず真実が勝ちます。どうぞあきらめないで、がんばってください！

ゴビンダ・プラサド・マイナリ、カトマンズにて



袴田巖さんを救援する静岡県民の会代表の鈴木昂さん



本会の校條実共同代表



無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会代表の門間正輝さん（右）と副代表の幸枝さん夫妻、長男愛輝さん



「とらわれ人の唄」を歌う氷見事件の柳原浩さん



浜松・袴田巖さんを救う会事務局長の寺澤暢紘さん



袴田事件弁護団の村崎修さん



アムネスティ・インターナショナル日本事務局長の若林秀樹さん



リレーアピールの最後に挨拶する袴田ひで子さん

後楽園ホールのリングの床に、袴田さんを想う。

十川　正

12月9日後楽園ホールのリングに、はじめて立った。袴田さん支援のリング・アピールをする校條さんの脇に立って、遠くの観客にも、何を訴えているか分かるように「袴田さんは。無実だ!」という看板を、頭上に掲げる役目を仰せつかったからだ。

リング・アピールは、約10分。事前に、校條さんからは、10分間、ずっと上にしているのは、疲れるから、時々下げてもいい、と言われていた。

でも、私は、絶対に最後まで、一度も下ろさないつもりでいた。つまらない思い込みなのだが、獄中の袴田さんの苦しみに、ほんの ささやかに応えるのに加えて、何故か、ずっと下ろさなければ、袴田さんの早期釈放が可能になるような気がしたためである、

校條さんのアッピールは、切々として、しかも、分かりやすく感動的なものだった。一番傍で聞いている私も、じーんと打たれるものがあった。しかしながら、時がたつにつれて、心の中の感動とは反比例して私の腕は、だんだん、疲れてきて痺れすら感じるようになって来た。

気を紛らわせるために、ふと下を向き、床を見た。そこには、無数の小さなしみが。

すぐに、それは血を拭いた跡であるのに、気付いた。無数の、本当に沢山のリングに上がって命懸けで闘った人たちの痕跡。横では、アッピールの声、そして下では、後楽園ホールが開場して以来の沢山の闘いの跡。私は、痺れる手の感覚も忘れる程の想いに入って行った。

50年近くも前になるが、袴田さんもこのリングで、闘っている。もしかすると、この中には、袴田さんのものもあるかもしれない、と考えると、感慨深げで、その後の時間は、あっという間に過ぎて行った。

そして、校條さんの素晴らしいアッピールは終了。私も、当初の目標通り、一度も看板を下げずに済ませる事が出来た。

本当に、つまらない思い込み、自己満足と思いながらも、少しの達成感と、袴田さんの早期釈放の願い、そして、ここで半世紀前、命を掛けて闘った袴田さんへの想いを残し、リングを降りた。

今年こそ、袴田さんの冤罪を晴らし、早期釈放を！

■



リング上から支援を訴える本会校條と十川 2012/12/9



★動画サイト YouTube に Free Hakamada のメッセージが続々と寄せられています！

共同代表・校條　実

このところ、インターネット動画サイト、YouTube に Free Hakamada のメッセージが投稿されていましたので、ご紹介します。

イギリスの世界的人気ロックバンド「KEANE」のドラム、リチャード・ヒューズさんがアムネスティのキャンペーンのビデオメッセージで袴田巖さんへの支援を訴えています。



Hakamada Iwao

AmnestyLondon　20本の動画

チャンネル登録　17

127 回再生

http:/www.youtube.com/embed/zWXQ-wldlqw

歌手のディエゴ・フレイレさんが袴田巖さんの歌を作って歌っています。

すみません、どこの国の方か分かりません。分かりましたら、また次号でお知らせしたいと思います。



Diego Freire en VigoSónico - Iwao Hakamada

Vigosónico VSN　72本の動画

チャンネル登録　44

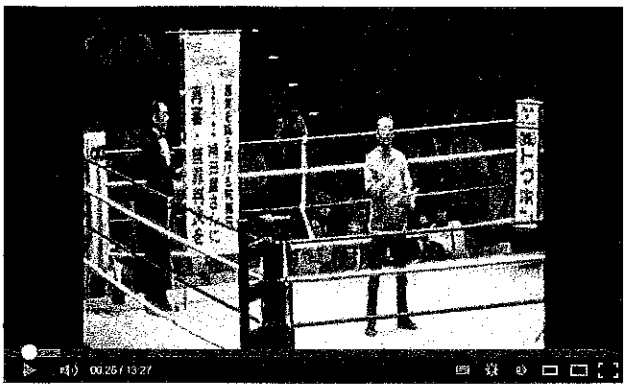
185 回再生

http://www.youtube.com/watch?v=sDPqq4ieXsw

また、11 ページでも紹介しましたが、３月１９日の後楽園ホールでのリングアピールの模様がアップされていました。

http://www.youtube.com/watch?v=4bBDiQNXaBU

■



袴田事件は冤罪の可能性

gentidori　134本の動画

チャンネル登録　110

99 回再生

4・20冤罪袴田事件の再審を求める市民集会

のお知らせ

求める会事務局

4・20 冤罪袴田事件の再審を求める市民集会

～今年こそ袴田巖さんの再審開始を勝ち取ろう！～

日 時 :2013 年 **4 月 20 日 (土)**　13:30 ～ 16:50

場 所 : **豊島区勤労福祉会館 6F 大会議室**

(JR 池袋駅メトロポリタン口から徒歩 7 分)

東京都豊島区西池袋 2-37-4・電話 03-3980-3131

資料代 :500 円

主 催 : 袴田巖さんの再審を求める会



プログラム

13:15　開場
13:30　主催者開会挨拶
13:35　弁護団報告① : 伊豆田悦義弁護士
　・「DNA 鑑定意見書解説」
　・質疑応答
14:50　弁護団報告② : 村崎修弁護士
　・「第 2 次再審の現状と今後の展望」
　・質疑応答
15:30　休憩
15:40　ゲスト講演 : 桜井昌司さん (布川事件冤罪被害者)
　・フリートーク & 質疑応答
16:30　各支援団体からのアピール
16:45　袴田ひで子さん挨拶
16:50　主催者閉会挨拶

※終了後、懇親会を予定。

※問合せ先 : 袴田巖さんの再審を求める会・共同代表福田 (090-2493-6627)

活動報告

2/11　バースデー街宣打合せ（八丁堀）
2/12　牧野聖修元議連会長と打合せ（八重洲）
2/12　袴田さんに面会申込み（小菅・東京拘置所）
2/12　福島みずほ参院議員に陳情（永田町・参院議員会館）
2/12　清水・浜松支援者と打合せ（東京）
2/20　バースデー街宣打合せ（新宿）
2/25　弁護団勉強会＆弁護団会議参加（霞が関・弁護士会館）
2/27　プロボクシング世界戦会場でＴシャツ販売（武蔵小杉・とどろきアリーナ）
3/1　地裁要請行動参加（静岡）
3/1　三者協議記者会見参加（静岡・弁護士会館）
3/3　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
3/5　バースデー街宣打合せ（永福町）
3/9　映画『約束』トークイベント参加（渋谷・ユーロスペース）
3/10　バースデー・リレーアピール＆懇親会参加（有楽町・マリオン前ほか）
3/11　袴田さんへの面会申込み同行（小菅・東京拘置所）
3/15　袴田さんに面会申込み（小菅・東京拘置所）
3/17　三崎町事務所総会＆大掃除参加（水道橋）
3/19　真闘ジム興行会場でリングアピール（水道橋・後楽園ホール）
3/20　弁護団会議参加（静岡・弁護士会館）
3/21　布川事件国賠傍聴＆記者会見参加（霞が関・東京地裁ほか）
3/29　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋）
4/7　『さいしん』49号発送作業（横浜・かながわ県民センター）
4/7　求める会定例会（横浜・かながわ県民センター）

編集後記　個人的にミスが多い人間です。こうも多いとめげます。読者の方々にはご迷惑をおかけします。ただ、それでもはめげてもいられない。巖さんが77歳を迎えられた。何度ミスっても、やっぱり立ち上がらなくては。袴田巖さんがこの今も拘置所で頑張っている事になんとか応えたい。それがみんなの思い。（ペンネーム zan）

活動予定

求める会

4/9　袴田さんに面会申込み（小菅・東京拘置所）
4/14　東京集会準備（横浜・かながわ県民センター）
4/20　東京集会＆懇親会（池袋・豊島区勤労福祉会館ほか）
5/12　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
6/2　『さいしん』50号発送作業（横浜・かながわ県民センター）
6/25　真闘ジム興行にて支援アピール（水道橋・後楽園ホール）

その他の団体

4/11　ボクシング協会支援委員会（水道橋）
4/24　弁護団会議（霞が関・弁護士会館）
5/17　弁護団勉強会＆弁護団会議（静岡・弁護士会館）
5/19　「ボクシングの日」支援アピール（水道橋・後楽園ホール）
5/24　山崎証人尋問＆三者協議（静岡・静岡地裁）
5/26　浜松集会（浜松・市民協働センター）
6/15～16　国民救援会現地調査＆集会
6/28　皮製ベルト検証（静岡・静岡地裁）
6/30　清水集会（清水・清水テルサ）

■

※会員の皆様へ　前号別紙にてご報告させていただいた会計報告について、会員の方々の異議等を承りませんでしたので、これをもって承認とさせていただきます。ありがとうございました。（求める会事務局より）

カンパのお願い

☆会では活動資金が必要です。★
★どうぞカンパにご協力下さい。☆
☆ボーナスカンパ大歓迎！★
郵便振替口座番号：00120-3-410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
または
ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキュウ店）
当座　019-0410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
※「巖」は「巌」でも大丈夫です。

※会員募集――作業等お手伝いできる方いらっしゃいませんか。年会費（会報あり）三〇〇〇円、会報年間購読のみ二〇〇〇円

さいしん　第49号　新聞記事集

袴田死刑囚 再審支援を 浜松

「救う会」街頭活動

「袴田事件」で第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(76)の支援者グループ「浜松・袴田巌さんを救う会」は9日、浜松市在住の姉・秀子さんの誕生日に合わせ、同市中区のJR浜松駅前で街頭活動を行った。

8日に80歳になった秀子さんや同会メンバーら約10人が参加。寺沢暢紘さん(67)ら4人がマイクで、袴田死刑囚の無実を訴え、事件の概要などを記したビラを配り、再審開始を求める静岡地裁宛の要請書へ署名を呼び掛けた。

秀子さんは「巌は47年間拘置所の中にいて精神的に苦しくなっている。再審開始へ向け支援をお願いします」と話した。秀子さんは1月下旬に面会を試みたが袴田死刑囚が希望しなかったため会えず、面会できていない期間は約2年半になったという。



袴田死刑囚の無罪を訴える秀子さん（右から２人目）ら＝９日午後、浜松市中区

2013年2月9日静岡新聞

「袴田さんを救え」 JR浜松駅前でリレーアピール

袴田事件の支援団体「袴田巌さんを救う会」は九日、JR浜松駅北口前で「袴田巌さんを救え！リレーアピール」を開き、各地の支援者による訴えと街頭署名活動を繰り広げた。

支援者らが再審請求への支援を求めると、賛同する通行人らが署名に応じていた。浜松・袴田巌さんを救う会の寺沢暢紘さん(六七)は旧浜名郡雄踏町出身の袴田死刑囚の無実を訴え「生きて故郷の浜松に帰ってきてもらうため、協力をお願いします」と力を込めた。

最後は袴田巌さんの姉秀子さん(八〇)がマイクを握り、「巌は四十六年間も拘置所の中にいて、精神状態なども心配。ぜひ再審請求の支援をお願いします」と訴えた。



再審請求の支援を訴える袴田巌さんの姉秀子さん＝JR浜松駅北口前で

2013年2月9日中日新聞

平成25年(2013年)3月1日（金曜日）　中C　社

（夕刊）　毎日新聞　朝日新聞　読売新聞　産経新聞

供述調書リスト示す

袴田事件 3者協議 検察側、開示は拒否

静岡地裁

静岡市清水区で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、第2次再審請求の今後の進め方について話し合う3者協議が1日午前、静岡地裁（村山浩昭裁判長）で開かれた。今回の協議は弁護側、検察側の双方が行ったDNA型鑑定の鑑定人尋問が終了したことを受けて、追加の証拠調べが必要かどうかを話し合った。弁護側は袴田巌死刑囚(76)の犯行着衣とされる「5点の衣類」について、衣類のサイズが小さ過ぎると鑑定した静岡大教育学部の沢渡千枝教授（被服学）と、みそに漬かっていた発見時の状態を再現した支援団体メンバーへの証人尋問を求める意見書を新たに提出済み。協議ではこのうち、メンバーへの証人尋問が5月に実施されることが決まった。

一方、検察側は前回のDNA鑑定人尋問（1月28日）終了後に拠を見つけるために村山裁判長から回答を求められていた新たな証拠開示について、袴田死刑囚の否認調書に登場する関係者15人の供述調書計63通のリストを示した。ただ、「（弁護側が無実を訴えるための）新たな証拠とは、現行法上許されていない」とし、調書の中身の開示は拒否した。

犯行時の着衣巡り 検証と証人尋問へ

袴田事件第2次再審請求

朝日新聞　静岡　13版　2013年(平成25年)3月2日　土曜日



袴田事件の第2次再審請求で会見する弁護団＝静岡市葵区の県法律会館

清水市（現静岡市清水区）で1966年に一家4人を殺害したとされる袴田巌死刑囚(76)の第2次再審請求で、静岡地裁は1日、犯行時の着衣とされる「5点の衣類」をめぐり、検察側請求の革製ベルトの検証と、弁護団請求の証人尋問の実施を決めた。

非公開の三者協議の後、弁護団が会見で明かした。

検証は6月28日、袴田死刑囚が事件当時に使っていたとされるベルトを対象に実施する。地検は、使われていたベルト穴の位置から、袴田死刑囚の当時の腰回りの長さが判明し、5点の衣類のうちのズボンの腰回りと照合するなどして、「このズボンをはけた」と主張する方針。

5点の衣類は二審・東京高裁で、袴田死刑囚が着られるかどうかの実験をし、ズボンはきつくてはけなかった。検察側は、ズボンは事件発生から約1年2カ月後にみそタンク内で発見されるまで、みそ漬けになるなどして縮み、袴田死刑囚も太ったためなどと主張。その後の判決も、ズボンの寸法札の「B」という記載をサイズと誤認し、検察側の主張を認めた。

しかし、第2次再審請求では弁護団により、Bは色を示す表記であることが判明。袴田死刑囚が犯行当時、ズボンをはけたとする証拠構造は揺らいでいる。

一方、地裁は、袴田死刑囚の支援者の証人尋問を5月24日に実施するとも決めた。同支援者は「5点の衣類は長期間みそ漬けになっていない」ことなどを示す実験を実施している。

平成２５年(2013年)３月２３日（土曜日）

弁護側「供述調書開示を」

袴田事件 2次再審請求 地裁に検察批判意見書

静岡市清水区で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、弁護側は22日、供述調書の証拠開示を拒否した検察側の対応を批判する反対意見書を静岡地裁に提出した。再審請求での検察官の立場を「公益の代表者」とし、無実の人を救済するために証拠開示に応じるべきとしている。

意見書で弁護側は、再審請求での検察官の立場は通常の刑事裁判と異なり、請求権者の筆頭になっていることを理由に、「公益の代表者として無実の人の不処罰を目的とした手続きに協力する義務がある」と主張した。その上で、再審開始の要件を緩和した「白鳥決定」などを引き合いにしながら、「検察側は審理の対象を（犯行着衣とされる）『5点の衣類』だけに限定している」と批判し、新旧の証拠を総合的に再評価して確定判決に疑いが生じるかどうかを判断するためには調書の開示が不可欠―とあらためて訴えた。

供述調書をめぐっては静岡地検が今月1日、静岡地裁の要請に応じて、袴田死刑囚の否認調書に登場する関係者15人に聴取した内容をまとめた計63通が存在することを明らかにした。しかし、開示については「調書は弁護側が主張する再審請求理由と無関係。根拠のない臆測による開示請求は証拠あさりに他ならず、法律上許されない」として拒絶した。

白鳥決定　札幌市で1952年、同市警察本部の白鳥一雄警部が殺害された事件の再審請求で、最高裁が75年に出した決定。最高裁は請求自体は棄却したが、従来は確定判決を完全に覆す新証拠が必要とされた再審開始の要件を緩和し、「（新証拠が）全ての証拠と総合的に評価し、確定判決の事実認定に疑いを生じさせれば足りる」とした。この決定を受けて80年代には死刑囚が再審無罪となるケースが相次ぎ、県内でも「島田事件」（54年）で死刑が確定していた赤堀政夫さん(83)が再審無罪になった。

袴田死刑囚の誕生日に再審開始を訴え

1966年に静岡県で一家４人が殺害された「袴田事件」。無実を訴え再審を求めている元プロボクサー袴田巌死刑囚は、3月10日で77歳になった。この日、支援者や冤罪被害者ら約100人が東京・有楽町で「バースデー・リレーアピール」を行ない、早期の再審開始と刑の執行停止を呼びかけた。

ボクシング元世界王者の輪島功一さんは「ボクサーだった袴田さんは、殴る痛みも殴られる痛みも知っている。何もしていないのに、なぜいじめるのか」、布川事件で再審無罪を勝ち取った桜井昌司さんは「警察・検察は証拠をでっち上げる。隠しているすべての証拠を出させたら、袴田さんはすぐに社会に帰ってくる」と力を込めた。



バースデー・リレーアピールの模様。

袴田事件の第二次再審請求審で静岡地裁は、有罪の根拠になった「５点の衣類」の再鑑定を実施。１年前、検察推薦、弁護団推薦の両鑑定人がともに「袴田死刑囚のものとされていた血痕のＤＮＡ型は本人の型と一致しなかった」と結論づけた。弁護団は「証拠は捏造」との主張を強めている。

東京拘置所の袴田死刑囚はここ２年半、面会に応じておらず、47年間の拘置による拘禁反応に加えて糖尿病や認知症が心配されている。姉の袴田秀子さん（80歳）は「何とか本人と会って、ＤＮＡ鑑定の結果など良い情報を伝えたい」と思いを語った。

文・写真／小石勝朗・ジャーナリスト

週刊金曜日 2013年3月15日号

中日新聞

弁護団と地検が意見書

袴田事件 再審請求 衣類付着のDNA

袴田事件の第二次再審請求で、弁護団と静岡地検は二十九日、袴田巌死刑囚(七七)が犯行時に着ていたとされる「五点の衣類」のＤＮＡ鑑定に関する意見書を静岡地裁に提出した。弁護団が「袴田死刑囚が犯人との事実認定が大きく揺らいだ」と評価した一方、地検側は「再審開始を判断する明白な証拠にはならない」と主張した。

弁護団は昭和四十年代のものと古く、鑑定するための証拠保全もされていなかった。鑑定結果は不安定」と鑑定の信頼性に疑問を示した。

ＤＮＡ鑑定は二〇一一年夏から一二年四月にかけ、弁護団と地検がそれぞれ推薦する専門家二人が実施。弁護団の鑑定人は、衣類に付着した血痕からＤＮＡを抽出したが、予備実験をしており科学的な原理に基づく手法だ」と説明。「衣類に付着した血液は死刑囚のものではないと認められる」と主張した。

地検の千葉雄一郎次席検事は取材に「ＤＮＡは昭和四十年代のものと古く、鑑定するための証拠保全もされていなかった。鑑定結果は不安定」と鑑定の信頼性に疑問を示した。

県庁で会見した弁護団の小川秀世弁護士らは「前例のない方法で血痕からＤＮＡを抽出したが、予備実験をしており科学的な原理に基づく手法だ」と説明。「衣類に付着した血液は死刑囚のものではないと認められる」と主張した。

地検の千葉雄一郎次席検事は取材に「ＤＮＡは昭和四十年代のものと古く、鑑定するための証拠保全もされていなかった。鑑定結果は不安定」と鑑定の信頼性に疑問を示した。

ＤＮＡ鑑定は二〇一一年夏から一二年四月にかけ、弁護団と地検がそれぞれ推薦する専門家二人が実施。弁護団の鑑定人は、衣類に付着した

袴田事件
2次再審請求

弁護側「信用できる」検察側「明白性ない」

DNA鑑定で意見書

静岡市清水区で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、袴田厳死刑囚(77)の犯行着衣とされる衣類で実施されたDNA鑑定について、弁護側と検察側は29日、鑑定を総括した意見書を静岡地裁に提出した。弁護側が「鑑定の結果、確定判決に合理的疑いが生じた」とする一方、検察側は「(鑑定結果に)信用性はなく、再審無罪とする明白な証拠ではない」とし、正反対の内容となった。

今回の鑑定の主な争点は、①血液由来のDNAだけを抽出できるか②2回以上にわたって同じ結果が得られていない「再現性」の不十分さをどう評価するか―の2点。

①について弁護側は「鑑定に使ったのは血液が多量に付着した部分。誤って混入した他のDNAの可能性は低い」と主張した。弁護側鑑定人はさまざまなDNAの中から精子のDNAだけを抽出できる手法が独自に応用され、血液由来と信用できると評価した。これに対し、検察側は「事件当時はDNA鑑定自体がなく、他人のDNAが混入した可能性もある」と反論した。弁護側鑑定人の手法も他の専門家らの参考意見から、一般的に確立された手法でなく、信用性は低いとした。

②に関しても、弁護側は「試料が劣化していたが、信用できるキットを用いている」としたが、検察側は「再現性のない結果を、鑑定できたとは認められない」と対立した。

静岡地裁は今後、双方の意見書を基に、鑑定の信用性を検討する。ただ、第2次再審請求審自体が現在も継続中で、終結のめどは立っていない。

中日 3/30

Q 「袴田事件」第2次再審請求DNA鑑定　2011年8月～12年4月、犯行着衣とされる「5点の衣類」に付着した血痕と、袴田厳死刑囚や被害者のDNA型を弁護側、検察側の鑑定人がそれぞれ比較した。弁護側鑑定人は「全て不一致」と否定したが、検察側鑑定人は「完全に一致するDNA型は認められなかった」などと曖昧だった。昨年11、12両月に行われた両鑑定人への尋問でも、「袴田死刑囚が真犯人でないことを示す新証拠」とする弁護側に対し、検察側は「再審開始理由の『明白な証拠』に当たらない」と主張し、評価が割れている。

鑑定の尋問踏まえ意見書

袴田事件　地検と弁護団

読売 3/30

「袴田事件」の第2次再審請求審で、静岡地検と弁護団は29日、これまでのDNA鑑定や鑑定人に対する尋問を踏まえてそれぞれ意見書にまとめ、静岡地裁に提出した。提出後、取材に応じた弁護団は「袴田さんが犯人という事実認定はほとんど否定されたに近い」、地検は「再審開始を判断するだけの証拠価値は認められない」と改めて主張した。

再審請求審では、検察側、弁護側双方が推薦する鑑定人が、確定判決で犯行時の着衣と認定された5点の衣類などに付いた血痕と、袴田厳死刑囚(77)のそれぞれのDNAが一致するかどうかを調べた。これについて、検察側推薦の鑑定人は「(袴田死刑囚と)完全に一致するDNAは認められない」、弁護側推薦の鑑定人は「すべて不一致」と異なる結論を示していた。

弁護側は意見書で、弁護側の鑑定方法について「科学的に確立された原理と正確な手法として信頼できる」としている。

一方、千葉雄一郎次席検事によると、地検側は意見書で、双方の鑑定結果について「もう一度検査しても同じ結果となる『再現性』がない」と指摘したうえで「鑑定結果は再審決定に必要かつ明白な証拠にはあたらない」と結論づけているという。

遠州　2013年（平成25年）3月30日

弁護団「新証拠」と意見書

袴田事件 DNA鑑定 地検は「信用性低い」

1966年に清水市（現静岡市清水区）で起きた袴田事件で、静岡地検と第2次再審請求弁護団の双方が29日、DNA型鑑定に関する意見書を静岡地裁に提出した。袴田巌死刑囚(77)のものとされた証拠衣類の血痕が、判決と矛盾し本人のものとは違うなどとしたDNA型鑑定結果について、弁護側は「再審を開始すべき新規明白な証拠」と主張。検察側は衣類が古いことなどを理由に「信用性が低い」と証拠能力はないとした。

弁護団は意見書で、弁護側推薦鑑定人の本田克也・筑波大学大学院教授（法医学）が鑑定で、明確に判決と矛盾する結果を出したと指摘。「一般的ではない方法で血液からDNA型を抽出しており信用できない」とする検察側の主張に対し、「本田教授が予備実験で正確性を検証している」と反論し、信頼できる結果だとした。

その上で検察側推薦鑑定人の一部結果も総合し、「判決に合理的な疑いが生じ、袴田巌に無罪を言い渡すべき」と述べた。

一方、検察側は書面を明らかにしなかったが、千葉雄一郎次席検事が記者団に「証拠衣類の血痕が袴田死刑囚のものかどうか、判断するだけの十分な鑑定ができたとは認められない」と話した。

千葉次席検事は、証拠衣類が1967年に発見された古い試料であると指摘。書面では、良好とは言えない長期の保管状態の中で捜査員などの汗や唾液が混じり、そのDNA型が検出された可能性がある▽（本田教授のDNA型抽出方法は）一般的ではなく正当性を裏付ける論文がない▽複数の専門家が結果に疑問を示した――ことなどを問題点として挙げたという。【平塚雄太】

弁護団と地検が意見書

袴田事件 再審請求 衣類付着のDNA

袴田事件の第二次再審請求で、弁護団と静岡地検は二十九日、袴田厳死刑囚(七七)が犯行時に着ていたとされる「五点の衣類」のDNA鑑定に関する意見書を静岡地裁に提出した。弁護団が「袴田死刑囚が犯人との事実認定が大きく揺らいだ」と評価した一方、地検側は「再審開始を判断する明白な証拠にはならない」と主張した。

県庁で会見した弁護団の小川秀世弁護士らは「前例のない方法で血痕からDNAを抽出したが、予備実験をしており科学的な原理に基づく手法だ」と説明。「衣類に付着した血液は死刑囚のものではないと認められる」と主張した。

地検の千葉雄一郎次席検事は取材に「DNAは昭和四十年代のものと古く、鑑定するための証拠保全もされていなかった。鑑定結果は不安定」と鑑定の信頼性に疑問を示した。

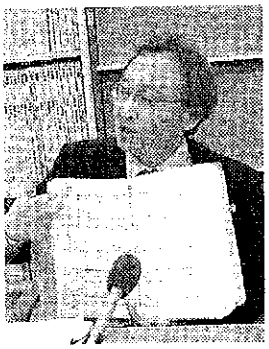
DNA鑑定は二〇一一年夏から一二年四月にかけ、弁護団と地検がそれぞれ推薦する専門家二人が実施。弁護団の鑑定人は、衣類に死刑囚と被害者のいずれの血液も付いていないと判断。地検の鑑定人は「血痕から死刑囚と一致するDNAは認められない」としたが、被害者の血は付いている可能性があると指摘した。静岡地裁で行われた二人への証人尋問では、鑑定した衣服が古いことなどから、地検側の鑑定人が自らの鑑定も弁護団推薦の鑑定人の結果も「信頼性は低い」と証言した。

静岡　遠州　13版　2013年(平成25年)3月30日　土曜日　夕刊

袴田事件第2次再審請求

DNA型鑑定巡り双方の意見書対立

弁護団・地検



意見書について説明する笹森学弁護士＝静岡市葵区

清水市(現静岡市清水区)で1966年に一家4人を殺害したとされる袴田巌死刑囚(77)の第2次再審請求で、弁護団と静岡地検は29日、袴田死刑囚の犯行時の着衣とされる「5点の衣類」をめぐって行われたDNA型鑑定と鑑定人尋問の結果を踏まえ、意見書を静岡地裁に提出した。双方の意見は、真っ向から対立した。

弁護団は5点の衣類の血痕は、袴田死刑囚のものでも被害者のものでもないと言えるとして「鑑定は無罪を言い渡すべき新規かつ明白な証拠だ」と主張した。

一方、同地検は、鑑定結果は2回以上行った場合に同じ結果が得られる「再現性」が認められず、信頼性がないなどとして「無罪を言い渡すべき明らかな証拠とは言えない」と主張した。

意見書提出後、弁護団は静岡市内で記者会見。笹森学弁護士が、検察側推薦の鑑定人による核DNA型の鑑定は、増幅回数が多すぎて信用できず、比較にも使えないと主張。そのため、信頼できる弁護側推薦の鑑定人による鑑定結果と比べて「矛盾がある」とは言えないなどと指摘した。

同地検は、弁護側推薦の鑑定人が採用した血液由来のDNA型を検出しようとした手法は科学的に承認されていないと批判。「5点の衣類」は古く、DNA型は分解、汚染されていて、信頼できる鑑定結果は得られなかったと指摘した。

平成25年(2013年)3月30日　土曜日

産経新聞

DNA型鑑定結果に地検と弁護側意見書

袴田事件

昭和41年に清水市(現静岡市)で一家4人を殺害したとして強盗殺人罪などで死刑判決が確定した袴田巌死刑囚(77)の第2次再審請求で、静岡地検と弁護団は29日、静岡地裁に犯行時の着衣とされる衣類についてのDNA型鑑定の結果に対する意見書を提出した。

再審請求をめぐっては昨年11月から検察、弁護側がそれぞれ推薦した鑑定人に対する尋問を非公開で実施。弁護側鑑定人と検察側鑑定人がそれぞれ2回法廷に呼ばれ、鑑定の信頼性を検証していた。

今回の意見書はその結果を踏まえたもので、検察側は、鑑定資料が古いため、弁護側の鑑定結果は信頼性が低いという従来の主張を意見書に盛り込んだ。千葉雄一郎次席検事は「再審に値する明白な証拠とはいえない」と話した。

一方、弁護側も、DNA型鑑定の結果について、袴田死刑囚と衣類の血痕は一致しないことを改めて主張。「犯人であるという事実認定は大きく揺れる結果になった」と話した。

① 2013年2月15日　救援新聞　(1958年6月10日 第三種郵便物認可)　第1720号

本号4頁建て

▷名張事件映画「約束」の上映成功へ―運動各地で　2面
▷東京・痴漢えん罪西武池袋線小林事件で本人質問3面

2月15日
第1720号
2013年
毎月5の日、月3回発行

救援新聞

1カ月300円(郵送料1部40円)
発行 日本国民救援会
〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター内
電話 03(5842)5842
FAX 03(5842)5840
http://www.kyuenkai.org
eメール info@kyuenkai.org

検察側鑑定人、証言を撤回

弁護側鑑定の信用性認める

静岡地裁

静岡・袴田事件の第2次再審請求審で1月28日、静岡地裁（村山浩昭裁判長）において証人尋問がおこなわれ、袴田巖さん（76）が犯行時に着用していたとされる衣類のDNA鑑定をおこなった検察側鑑定人に対して、弁護側の反対尋問がおこなわれました。鑑定人は、前回の尋問で「弁護側鑑定は信用できない」とした証言を実質的に撤回しました。

1966年に静岡県で発生した強盗殺人・放火事件で、袴田さんは4人を殺害したとして死刑判決を受けています。有罪の根拠となっている唯一の物的証拠は、袴田さんが犯行時に着ていたとされる、血が付着したシャツやズボンなど「5点の衣類」ですが、弁護団は、衣類は捏造された疑いが強いと主張しています。静岡地裁は、検察と弁護側双方それぞれが推薦する専門家にDNA鑑定を依頼。その結果、いずれの鑑定からも袴田さんのDNA型と一致するものは検出されず、弁護側の鑑定では、被害者のDNA型とも一致しないことが分かり、袴田さんが着ていた衣類ではないことが明らかになりました。

鑑定結果をめぐって昨年秋から鑑定人への尋問がおこなわれており、検察側鑑定人は前回の尋問で、弁護側の鑑定結果について、「（同一の結果が複数回得られる）再現性がなく信用できない」と証言し、自身の鑑定についても、「鑑定結果は出したが、それが何の型を検出したのか判明せず、信用できない」と証言していました。

今回の尋問で検察側鑑定人は、「弁護側鑑定が日本DNA多型学会の指針に反していると証言したのは、言いすぎだった」と発言を撤回。弁護側鑑定人の立場も科学的に正当なものであることを認めました。また、自身の鑑定についても、袴田さんのDNA型と一致しない点については認めました。

記者会見した弁護団の笹森学弁護士は、証人尋問について「検察官の尋問の時よりも正確な証言をした」と評価。「不利な状況を押し戻せた。裁判所も（再審決定を）判断できる」と話しました。

証人尋問はこの日で終了し、裁判所は弁護側と検察側双方に、DNA鑑定に関する意見をまとめて3月29日までに提出するよう求めました。



「汚名晴らしたい」と話す原口アヤ子さん（右）

鹿児島・大崎事件　緊急集会に115人

事実調べと証拠開示を

鹿児島・大崎事件における鹿児島地裁の不当な訴訟指揮に抗議し、徹底した事実調べと証拠の開示を求める緊急集会が1月26日、鹿児島市内で開かれ、九州各県をはじめ兵庫、東京など全国から115人が参加しました。

弁護団の森雅美弁護団長は、鹿児島地裁の中牟田博章裁判長が、昨年10月の三者協議で、「検察に証拠開示を命令するつもりはない。鑑定人の証拠調べをする必要もない」と述べ、その後も弁護団の再三にわたる申し入れにも回答していないことを報告。「提出した新証拠の事実調べをいっさい行わず決定を出すことは、裁判所の責務を自ら放棄することだ」と強く批判しました。

各地の代表者からは、「検察の証拠隠しに裁判所が手を貸すのは許せない」などの発言が相次ぎました。

原口アヤ子さんも車いすで登壇。「私は人殺しはやっていない。どうしても汚名を晴らしたい」と訴えました。

集会では緊急要請ハガキの集中と5万人署名（現在2万8千人分）を早期に達成し、裁判所要請を強化するとともに街頭宣伝を強めることなどが提起されました。

〈要請先〉〒892―8501　鹿児島県鹿児島市山下町13―47
鹿児島地裁・中牟田博章裁判長

解説　弁護側 検察側　両鑑定の違いは何か

DNA鑑定では、PCR法という手法を用いてDNAを増幅して鑑定します。古くて劣化した鑑定資料の場合、本来は資料に含まれる型の一部（時に全部）が検出されない現象（ドロップアウト）が起こります。検出感度を高めるために、PCR法の増幅回数を標準回数よりも増やすと、多くの型を検出することができますが、同時に増幅回数が多すぎると本来は存在しない型が検出される（ドロップイン）という重大なエラーを生じることがあります。

弁護側鑑定人は、ドロップインを避けるために増幅回数を標準回数どおりに抑えて、確実な型のみを検出しました。一方、検察側鑑定人は、結果を出すことを重視して増幅回数を増やしましたが、ドロップインによる誤判定を避けるために、複数回のPCRで同じ結果が生じた型のみを採用する立場をとりました。

マスメディアの多くは、「弁護側鑑定と検察側鑑定の結果が矛盾する」かのごとく報じていますが、それは誤りだと弁護団は指摘しています。

袴田さんのアリバイ証拠

裁判所が開示促す

尋問終了後の三者協議で裁判所は、弁護団が求めている袴田さんの供述の裏づけとなる調書などの証拠について、開示するよう検察に促しました。

この証拠は事件当時、袴田さんが任意の取り調べで犯行を否認した際、袴田さんの供述に出てきた人物などに聞き取りをした調書や捜査報告書で、袴田さんのアリバイや供述の信用性を証明する可能性があるものです。裁判所は、3月1日の次回協議までに証拠の存否を明らかにしたうえで回答するよう検察側に求め、開示できない場合は、その理由を示すよう指示しました。

また、「5点の衣類」の矛盾点を立証するために、弁護側が求めている証人尋問などについて、裁判所は、今後の審理計画を出すよう弁護側に求めました。

〈再審開始要請先〉〒420―8633　静岡市葵区追手町10―80　静岡地裁・村山浩昭裁判長

4月に全国宣伝

2月2、3日の両日に開催された国民救援会第59回中央委員会で、袴田事件の再審開始を勝ちとるために、4月に全国宣伝にとりくむことを決定しました。（詳しくは後日報道）。

でたらめ「自白」で死刑

袴田事件の真実

弁護団インタビュー①



角替清美弁護士

袴田事件は、第2次再審請求審で重要な局面を迎えています。昨年11月からDNA型鑑定をした鑑定人の尋問がおこなわれ、ますます袴田巌さんの無実が明らかになっています。国民救援会は、袴田事件の再審開始を勝ちとるために、第59回中央委員会で、4月に全国で宣伝行動をおこなうことを決め、早期の再審開始をめざします。弁護団の角替清美弁護士に事件のポイントと裁判の状況についてお話を伺いました（3回連載）。

―袴田事件の特徴を教えてください。

第1に、味噌会社専務一家4人が刺し殺され放火されるという大変悲惨な事件であるということです。第2に、でたらめの「自白」がたくさんあることです。そして第3に、袴田巌さんがパジャマを着て犯行をおこなったとされたのですが、そのパジャマには血は付いていないのに、血染めのパジャマと新聞報道されました。「自白」もパジャマを着て犯行に及んだことになっていたのです。ところが、公判がかなり進んだところで、5点の衣類（※）が発見されると、警察は、犯行着衣は、パジャマではなく、5点の衣類だと言い出したのです。

でたらめの「自白」についてですが、当初45通だったが、第2次再審請求でさらに出てきて、50通以上あります。その「自白」はかなり具体的なんですが、ころころ変わっているんです。たとえば、犯行の動機ですが、最初は、専務（被害者）の奥さんと肉体関係にあり、保険金を取るため、にと奥さんから放火を依頼され、犯行時に、専務ともめて殺し、現場にいた奥さんも殺害、となっていましたが、翌日の「自白」では、肉体関係や放火の依頼は同じですが、そのことが専務にバレて、専務と話し合うために出向いたところ、専務ともみ合いになり殺害し、現場にいた奥さんも殺害したと変わりました。さらに、翌々日には、今までの「自白」は嘘で、袴田さんの1歳の息子が実家に預けられていて、実家の母と息子の3人で暮らすための引越し資金を作ろうと夜盗みに行って、見つかったので殺し、放火した、と変わっているんです。また、「自白」調書に添付されている2カ月間のお金の使用状況に関する文書ですが、1円単位まで細かく書かれているんです。家計簿をつけていたわけでもないので、こんなことは考えられないですよね。

―裁判所は、どんな証拠で袴田さんを死刑としているんですか。

有罪の根拠となっているのは、味噌タンクから発見された5点の衣類です。最高裁は、次のように認定しています。

①5点の衣類は、犯人が犯行時に着用していたもので、犯行後、味噌タンク内に隠匿したものであること。

②5点の衣類のうち、鉄紺色のズボンについては、袴田さんの実家から発見された端布が共布であることからズボンは袴田さんのものであること、緑色のパンツは同僚らが袴田さんが緑色のパンツをはいていたし、ほかの人ははいていなかったと証言しているから袴田さんのものであること。

③事件後、袴田さんの右上腕前部に傷跡があり、5点の衣類のうちの白半袖シャツの右袖上部の損傷とおおむね位置が一致し、しかも袴田さんの血液型であるB型の血痕がシャツの損傷部位に付着していたことなどが認められること、です。

これらを理由に袴田さんを犯人であると改めて認定しています。

しかし、これらの認定は、これまでに出された客観的な証拠により、その誤りが明らかになっています。

（続く）

※5点の衣類
白ステテコ1枚、白半袖シャツ1枚、ネズミ色スポーツシャツ1枚、鉄紺色ズボン1本および緑色パンツ1枚のこと。

袴田事件とは

1966年6月30日、静岡県清水市で起きた味噌会社の専務一家4人の強盗・殺人・放火事件で、当時、味噌会社の従業員であった袴田巌さんが犯人として逮捕・起訴され、死刑判決を受けた事件。1981年に第1次再審請求の申し立てを行うも認められず（2008年3月24日　最高裁が特別抗告を棄却）、2008年4月25日に第2次再審請求の申し立てを行い、現在、静岡地裁でたたかっています。

袴田事件の真実

弁護団インタビュー②

5点の衣類は捏造

第2次再審請求審で重要な局面を迎えている袴田事件。犯行時の着衣とされた衣類が袴田さんのものであるとの認定がいかにいいかげんなものであり、捜査機関による捏造の疑いが強いか、弁護団の角替清美弁護士に伺いました。（3回連載）。

――犯行時の着衣とされた「5点の衣類」を根拠に袴田さんを有罪としているとのことですが、この「5点の衣類」の問題についてお話しください。

ズボンについてお話します。その共布が袴田さんの実家から発見されたので、袴田さんのズボンだとされていますが、実は発見の経緯に疑問があります。共布を発見したのは警察官の岩田竹治さんというもう警察を引退されている方ですが、会いに行った支援者の方々に「松本久次郎という捜査官が先に捜索現場である実家に行っていたんだけれど、なんだかおかしくて、そこを見ろと言われて見ると、そこに共布がポンとのっていました」という趣旨の供述をしています。

それから、確定審のときに、袴田さんがそのズボンをはいたけれど、太ももにつかえてはけませんでした（左の写真）。裁判では、袴田さんがみそタンクに5点の衣類を隠したので、みそ付けされて縮んでしまったから、はけなかったと認定されました。しかし、事件当時、袴田さんが逮捕されるまでの間、タンクの容量2000kgに対してみそは80kgしか入っておらず、ほとんど空だったのです。弁護団は、確定審から80kgしか入っていなかったと主張していました。しかし、検察官が、関係者を呼んで証人尋問をおこない、「80kgよりも多く入っていたと思います」と証言させ、裁判所もタンクには麻袋を隠せる程度にみそが入っていたという認定をしたのです。

ところが、第2次再審請求審の証拠開示により、警察の捜査報告書が開示され、当時のタンクのみその量は80kgで、ほとんど空だったということが判明しました。ですから、5点の衣類が入った麻袋などは隠すことができない状態だったのです。



――検察官が証人尋問で事実をねじ曲げたのですね。

それだけではありません。ズボンについているタグには、「○B」（○は、読めない部分）とありますが、これは、確定審では「型B」であると認定されました（根拠は、捜査報告書にそう書かれていたこと）。そして、製造業者の方が証人に立ち、検察官にズボンのサイズの説明を求められ、「B」というのは、ウエスト80cmのものの型をいうと証言しました。ズボンの実際のウエストは、60cm余りしかありませんでしたし、検察の鑑定でもズボンは縮んではいないという結果が出ていたのですが、裁判の認定では、80cmのものが60cmに縮んでしまったとされたのです。

ところが、第2次再審請求審で、「B」というのは、「サイズ」のことではなく、なんと「色」のことだということがわかりました。裁判で証言した製造業者の方の供述調書がいくつも残っていたのです。サイズについてはY型（最も小さい型）だということも書いてありました。その人は最初からサイズはY型で、「B」というのは、色のことだと警察などに答えていたのです。

証言された人は、正直な人で、現在の弁護団の問い合わせに対して正直に答えてくれました。そこで、弁護団は証人申請を行いましたが、検察官は必要ないと主張し、証人尋問は現在まで実現していません。

ところが、こんなことがありました。その製造会社の方から電話があり、「検察官から、取り調べをしたいから名古屋まで来てくれと言われたがどうすればよいでしょうか」との問い合わせでした。検察官は証人尋問の必要がないと言っておきながら、自分たちは調書を採ろうとしたのです。弁護団の抗議で取調べは行われませんでしたが、検察官はそんなことをするのです。

――警察や検察は、「B」が色のことだと知っていた。そして、それがばれそうになると口封じに動いたと言うことですね。

（続く）

〈お詫びと訂正〉前回、本文3段目、23行め「係や放火の依頼は同じ」は「係は同じ」の誤りでした。お詫びし訂正いたします。

袴田事件の真実

弁護団インタビュー③

DNA型、袴田さんと違う

第2次再審請求審で、DNA鑑定に関する審理を終え、重要な局面を迎えている静岡・袴田事件。DNA鑑定のこと、今後のことを弁護団の角替清美弁護士に伺いました。

――DNA鑑定で決着がついたという感じですが、DNA鑑定をやることになった経緯は。

DNA鑑定を問題にするようになったのは、やはり足利事件の影響が大きいのです。実は、弁護団は当初乗り気ではありませんでした。それは、10年以上前に科警研と岡山大学がDNA鑑定を行っているのですが、鑑定不能という結果だったからです。しかし、足利事件の記事を読み本田克也筑波大学教授に連絡を取って5点の衣類を見ていただいたら、「こんなに血がついているのですか。袴田事件は鑑定できないと聞いていたので、血などは付いていないと思っていました。これなら鑑定できるのではないか」ということになったのです。

ただ、DNA鑑定もスムーズに実現したわけではありませんでした。弁護団が本田教授を推薦すると、検察は、本田教授がいかに鑑定人に向いていないかということについての意見書を出してきました。あきれたことにその理由に本田教授が足利事件の鑑定人をやったことを挙げていたのです。足利事件は、科警研が誤ったDNA鑑定を行い、無実の菅家利和さんを17年半もの間身体拘束した事件です。その事件で、DNAの再鑑定を行い、誤りを正したのが本田教授であるにもかかわらずです。本田教授は、足利事件で科警研の誤りを証明してしまったので、検察としては我慢が出来なかったのだと思います。裁判所は検察官の意見を取り入れず、鑑定をすることになりました。

――鑑定の結果は。

鑑定は、弁護団、検察、それぞれが推薦する人が選ばれて行われました。本田教授の鑑定結果は、5点の衣類からは、袴田さんのDNA型はもちろん、被害者のものも出なかったというものです。検察推薦の鑑定人の結果は、袴田さんのDNA型は検出されなかったが、被害者のDNA型が付着している「可能性を排除できない」というものでした。

――検察推薦の鑑定人は、自分の鑑定は信用性がないと言っただけでなく、本田鑑定も信用性がないと証言したと聞きましたが。

検察推薦の鑑定人は、弁護団の反対尋問で、本田教授の鑑定に信用性がないと言ったことについては取り消しました。また、検察官の主尋問では、ミトコンドリアDNA鑑定(注1)においても「異同識別の可能な型は出なかった」と証言しましたが、これは明らかに自身の書いた鑑定書と矛盾するので、反対尋問で撤回し、ミトコンドリアについては「袴田さんとの異同識別が可能だった」、ただ、「その型が血液由来の物かどうかは断言できない」という証言に変更しました。もっとも、血液由来の有無を調べなかった理由については、「血液が付着していることは既に証明されていると思ったから」ということも認めていましたので、この点については証言があいまいとしか言いようがありません。

今回のDNA鑑定では、検察官が使用することを求めた鑑定キットを使って鑑定を行いました。本田教授は、PCR増幅回数(注2)などの手順を全てキットの規定通り28回で鑑定を行っており、信頼性に問題はないのです。また、DNAの抽出方法についても、最先端の機械を使用して非常にクリーンなDNA抽出液を抽出しています。

これに対して、検察側鑑定人は、ミトコンドリア型では信頼できる結果を出していますが、STR型鑑定(注3)においてはマニュアルで規定されているPCR増幅回数を大幅に増やすなどしているため、信頼できる型は検出できなかったということだと思います。また、抽出方法も本田教授の方法と異なり、抽出液に着色が残ったりしたので、このあたりも原因だと思います。

――5点の衣類は、犯行着衣ではなく、袴田さんのものでもないということですね。今後、弁護団としては、どのようなことを考えておられるのですか。

5点の衣類が「証拠」となりえないことが明確になったわけですから、再審開始決定を出すべきと思いますが、名張事件のように、客観的証拠がなくなると裁判所が別のことを持ち出してくることも考えられるので、弁護団としては、ほかの論点もつぶしておかないといけないと考えています。

――ありがとうございました。（おわり）

(注1)ミトコンドリアDNA鑑定とは、細胞内に存在するミトコンドリアの中のDNAについての鑑定で、STR型などの核DNAと区別される。

(注2)PCR増幅とは、DNAを増やす方法です。DNA型鑑定においては、検出可能な量まで鑑定対象となるDNAを増やします。今回の鑑定で使われたキットでは、28回までは増幅しても問題ないとされています。

(注3)STR鑑定とは、核DNAの配列の繰り返しに着目して異同識別を行うDNA鑑定の方法

救援新聞
2013
3/15

い補足意見が特徴だ。今回の判決を生かすも殺すも国家公務員の動きにある。ビラを配り続ければ犯罪にならない。存分に権利を行使してほしい」と述べました。

東京慈恵会医科大学教授・憲法学者の小澤隆一さんや葛飾ビラ配布弾圧事件の荒川庸生さん、国公法弾圧堀越事件の堀越明男さんもあいさつしました。

最後に、宇治橋眞一さんがあいさつ。

「この裁判で私自身は無罪を勝ちとることはできませんでしたが、言論弾圧事件の一体的なたたかいの成果が、堀越事件の無罪につながったと思う。今回の判決を生かした国家公務員の運動を期待したいし、新たなたたかいに引き継がれるものと思う。長い間たたかいを支援いただき、あらためて感謝します」と述べ、参加者の拍手に包まれました。

静岡・袴田事件第2次再審請求審

「再審開始に近づく」

みそ漬け実験者の尋問を決定

静岡地裁

静岡・袴田事件第2次再審請求審で3月1日、静岡地裁（村山浩昭裁判長）で裁判官、弁護団、検察官の三者協議がおこなわれました。

検察は、弁護団が開示を求めた「袴田さんの否認調書」関連の供述調書と捜査報告書について、内容を開示することを拒否しました。しかし、裁判所の意見を考慮して、供述調書に限定して15人計63通存在することのみを明らかにしました。

弁護団は、証拠開示を拒否した検察官意見書は納得できないとし、3月22日までに改めて証拠開示を求める意見書を提出し、裁判所の判断を仰ぐとともに、犯行着衣とされた「5点の衣類」についてみそ漬け実験を行った「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」山崎俊樹事務局長と、ズボンのサイズ及び下着の破損と袴田さんの傷との矛盾について立証するため、静岡大学沢渡千枝教授を証人申請しました。

裁判所は次回5月24日に山崎事務局長の証人尋問と、6月28日に検察が求めている袴田さんの使用していたベルトの検証を行うことを決め、弁護側検察側双方に対してDNA型鑑定についての意見書を3月29日までに提出するよう求めました。

また、村山裁判長は検察官手持ちの「ズボンの寸法サンプル」を出すよう勧告しました。

弁護団が開示を求めている「袴田さんの否認調書」関連の捜査報告書について、検察は「どこに何があるか調べている最中なので4月19日までに存否を裁判所に提出する」と述べました。また、証拠の全リスト開示については拒否しました。

記者会見で、西嶋勝彦弁護団長は、「証拠開示と証人尋問が前進し、再審開始決定に一歩近づいたのではないか」と感想を述べました。（再審・えん罪事件全国連絡会事務局次長・中澤宏）

安澤さんの早期釈放求め要請

